

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

光回線サービスの乗り換えトラブルが 後を絶ちません



平成27年2月より、NTT 東日本とNTT 西日本が光回線サービスの卸売を開始し、多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービス等をセットにして販売するなど、契約内容が多様化、複雑化しています。



相談事例

NTTを名乗り「新サービスです」と電話がかかってきた。光回線サービスの利用料が安くなると思い、担当者に言われるまま転用承諾番号をインターネットで取得し、伝えた。しかし、届いた登録完了通知を見たら、NTTではなく、別会社との契約であることが分かった。解約したい。

★アドバイス★

- 勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名等の契約内容を確認しましょう。転用するとNTTとの契約はなくなります。
- 「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があります。勧誘をされてもすぐに返事をせず、現在の契約と新しい契約内容等を十分に比較・検討し、必要がなければはっきり断りましょう。
- 契約書を受け取った日（一部例外的な場合あり）から8日間以内であれば、無条件で契約を解除することができます（改正電気通信事業法）。ただし、契約解除までに利用したサービス料等を請求されることがあります。契約書には、詳細な契約内容が記載されているので、必ず目を通しましょう。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



お断りします



一度転用すると、NTTの契約に戻る場合や、別の事業者へ乗り換える際に、電話番号等を引き継ぐことはできないので要注意！

消費生活センターをご活用ください！

<出前講座を開催しませんか？>

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています。実際に県消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活相談員が講師となって、被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法などについてお話しします。

講座は無料です！町内会やPTAなどの集まり、高齢者を見守る立場の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。



★出前講座申込みの流れ★

- ①下記の申込先まで日程調整の電話を入れる。
※開催予定日の**1ヵ月以上前**にご連絡をお願いします。
- ②申込書をFAXで送る。
※申込書は県消費生活センターのホームページから印刷できま
→

<啓発資材を提供します>

DVDの貸出やリーフレットの配付などを行っています。**貸出や配付は無料**！在庫を確認しますので、下記の問合せ先にお電話ください。



DVDやリーフレットの内容は、県消費生活センターのホームページで紹介しています。

★出前講座・啓発資材の申込み・問合せ先★

TEL：022-261-5164

FAX：022-211-2959

★相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700	【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700	【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700
【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700	【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700	【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください）